

川崎市若者文化創造発信拠点仮設整備・運営事業
公募要領

令和6年3月

川崎市

目次

1	はじめに	- 1 -
	(1) 目的	- 1 -
	(2) 公募・審査の概要	- 1 -
2	事業概要	- 2 -
	(1) 事業の名称	- 2 -
	(2) 事業の目的	- 2 -
	(3) 事業実施期間	- 2 -
	(4) 事業手法	- 2 -
	(5) 本事業実施に係るリスク・責任等の負担	- 3 -
	(6) 提案を求める事項	- 3 -
	(7) 求める機能等	- 3 -
3	対象地	- 5 -
	(1) 土地概要	- 5 -
	(2) 所在地	- 5 -
	(3) 都市計画に基づく条件等	- 5 -
	(4) 多摩川水系河川区域及び河川保全区域	- 5 -
	(5) インフラの整備状況	- 5 -
	(6) 道路占用許可時の状況（予定）	- 5 -
	(7) 周辺図	- 5 -
4	応募に関する事項	- 6 -
	(1) 応募の条件	- 6 -
	(2) 応募から提案までの流れ	- 7 -
	(3) 提案書類	- 9 -
5	事業実施条件	- 11 -
	(1) 当該地の道路占用条件	- 11 -
	(2) 施設整備及び運営の条件	- 11 -
6	優先交渉権者等の選定	- 13 -
	(1) 最優秀提案者等の選定	- 13 -
	(2) 優先交渉権者等の決定等	- 13 -
7	優先交渉権者決定後の手続について	- 14 -
	(1) 優先交渉権者決定後の手続	- 14 -
8	その他	- 15 -
	(1) 失格	- 15 -
	(2) 決定の取消し	- 15 -

1 はじめに

(1) 目的

本市では、平成30年10月に「若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、川崎らしい地域資源である若者文化の発信により本市の魅力を高め「若い世代が集い賑わうまち」をめざす取組を進めており、令和元年11月には日常と非日常をコンセプトとした「若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。

基本計画に基づく「日常の施設」としてカワサキ文化会館（若者文化創造発信拠点）（以下「カワサキ文化会館」という。）が、令和4年8月に、京急川崎駅前の川崎第3京急ビルに開館しましたが、京急川崎駅西口地区市街地再開発事業により令和7年中には閉館する予定になっています。

この川崎市若者文化創造発信拠点仮設整備・運営事業公募要領（以下「本公募要領」という。）は、カワサキ文化会館の閉館に伴い、国道409号道路用地（以下「当該地」という。）に仮設施設の整備・管理運営する民間事業者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定するために策定するものです。

(2) 公募・審査の概要

ア 募集方式と優先交渉権者の決定について

公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定します。

イ 募集スケジュール概要

本公募要領の公表から優先交渉権者等の決定通知までのスケジュールは、次のとおりとします。ただし、やむを得ない事情により変更することがあります。

●公募開始、本公募要領の公表	令和6年3月18日（月）
●本公募要領に係る資料の配布、閲覧	令和6年3月18日（月）～5月8日（水）
●質問書受付	令和6年3月18日（月）～3月25日（月）
●質問書回答	令和6年3月28日（木）
●参加意向申出等受付	令和6年3月18日（月）～4月1日（月）
●提案書類受付	令和6年4月8日（月）～4月24日（水）
●事業提案審査（企画提案会）	令和6年5月8日（水）
●優先交渉権者等の決定通知	令和6年5月中旬

2 事業概要

(1) 事業の名称

川崎市若者文化創造発信拠点仮設整備・運営事業

(2) 事業の目的

本市では、基本方針に基づき、若い世代をはじめ、あらゆる世代が活躍する持続可能なまちづくりを進めていく観点から、川崎らしい地域資源である若者文化の発信により本市の魅力を高め「若い世代が集い賑わうまち」をめざしています。さらには、2024年のパリ五輪でブレイキンが追加種目として採用されたことから、ブレイキンが盛んな本市としては、ブレイキンの聖地“KAWASAKI”を市内外に発信するまたとない好機と捉えています。

また、基本計画では、若者文化の発信によるまちづくりに向けて「日常」と「非日常」の両方の施設を必要とし、市内の随所で市民が若者文化に位置付けられたコンテンツに親しんでいる光景が見られる状態になることを目指しており、令和2年10月から、若者文化の醸成に向けて各コンテンツの体験会を各区で実施しています。

体験会の回数も限られるため、誰もが日常的に体験できる場が必要なことから、基本計画に基づく「日常の施設」の一つとしてカワサキ文化会館が令和4年8月に開館しました。しかし、このカワサキ文化会館も、京急川崎駅西口地区市街地再開発事業により令和7年中には閉館する予定になっています。

以上のことから、川崎市若者文化創造発信拠点の仮設整備・運営事業（以下「本事業」という。）は、カワサキ文化会館の閉館に伴い、当該地に仮設施設を設けることを目的に実施するものです。

(3) 事業実施期間

令和6年6月1日（土）～令和10年12月31日（日）

※本事業実施期間には、整備及び施設撤去の期間も含まれます。

(4) 事業手法

ア 事業者は、「3 対象地」で示す当該地にて、本事業を実施します。

イ 事業者選定後、本市及び事業者との間で本事業に関する協定を締結します。

ウ 事業者は、当該地の道路占用許可を受け、道路占用料を負担するものとします。

エ 現在のカワサキ文化会館閉館後から令和7年9月までの間に開館するものとします。

オ 事業者は、自身の管理のもと、本市の事前承諾を得て、本事業で整備した施設の一部を利用したイベントや教室事業などを主催又は共催することができます。

カ 本事業にかかる各年度の川崎市議会の議決を停止条件として、次の（ア）から（ウ）までに示す項目について予算の範囲内で本市から事業者に補助を行います。なお、補助を受けるには、各年度に、別途定める「川崎市若者文化創造発信拠点仮設整備・運営事業補助金交付要綱」に基づく申請を要するものとし、施設の整備内容や本事業の収支状況等を踏まえて設定することとなります。

(ア) 施設整備費への補助

令和7年度の整備完了後に整備費の一部として96,624千円を限度とし補助します。

(イ) 道路占用料への補助

道路占用料相当額の一部として、令和6年度には12,250千円を、令和7年度から令和9年

度には各年度14,700千円を、令和10年度には11,025千円をそれぞれ限度とし補助します。

(ウ) 運営費への補助

令和7年度から令和10年度における運営費の一部として各年度24,000千円を限度とし補助します。

キ 本事業にかかる一切の費用は、事業者が負担するものとします。

(5) 本事業実施に係るリスク・責任等の負担

リスク・責任分担は下表のとおりとします。

リスク要因	事業者	川崎市
提案内容に起因する損害	○	—
その他提案内容の実現に必要な関係者等との一切の対応	○	—
計画・工事に関わる近隣への説明・影響への対応	○	○
設計変更、工期延長、整備費用の増加等	○	—
提案する整備内容に関する公租公課及び維持・運営に係る費用負担	○	—
協力会社の破綻に関するリスク	○	—
天変地異等による土地に対する損害に関するリスク	○	○
天変地異等による建物に対する損害に関するリスク (建物部分に係る地盤沈下含む)	○	○
事業者以外に起因する土壌からの有害物質の排出	—	○

(6) 提案を求める事項

「(3) 事業実施期間」内において実施する本事業の内容について、「(7) 求める機能等」を踏まえ、以下の内容を御提案ください。

ア 本市の地域資源を活かした本事業の基本コンセプト

イ 導入するコンテンツ (収益性のあるコンテンツを含む)

ウ 設置された施設を活用したイベント等の実施イメージ

エ SNSや広報媒体を使った情報発信

オ 川崎の若者文化の創造や発信、形成されたコミュニティ等を将来に向けて持続的に発展させていくための提案

カ 実施体制及びスケジュール

キ 収支計画

(7) 求める機能等

ア 基本的事項

(ア) 来場者が日常的に「2(7)イ 導入コンテンツ」で定める導入コンテンツに触れ、体験できる場の創出、川崎の若者文化の発信に資する施設の整備及び事業の展開を基本に、以下の項目に

留意して自由に御提案ください。

- (イ) 「2 (7) イ 導入コンテンツ」で定める導入コンテンツのほかに、収益性のあるコンテンツを含めて御提案いただくことも可能ですが、本市が求める機能に付随するものや、本市の他の施策・事業に関連のあるものに限りません。
- (ウ) 施設全体及び各コンテンツへのスポンサーの導入も可能です。
- (エ) 提案する導入コンテンツについては、「5 事業実施条件」に適合するものである必要があり、提案した導入コンテンツの全てが道路占用許可などその他の公法規制の許可対象になるとは限りませんので、御留意ください。

イ 導入コンテンツ

ダンス（ブレイキン及びヒップホップダンス）スペース及びバスケット（3×3）コート of 整備を必須としますが、基本計画に位置付けられたコンテンツを追加することも可能です。

基本計画 URL

[https://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000148/148972/keikaku\(keika\).pdf](https://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000148/148972/keikaku(keika).pdf)

ウ 施設機能

- (ア) ダンススペース（屋内外は問いません）
 - (イ) コミュニティスペース（屋内外は問いません）
 - (ウ) 管理事務室・トイレ
 - (エ) バスケットコート（3×3規格 15mx11m）2面
 - (オ) 駐輪スペース
- ※（ア）から（ウ）までの施設は、一体的な施設として仮設の建物を建てることは可能です。
- ※（エ）のバスケットコートは、少なくとも1面は簡易な屋根の整備等、雨天時にも利用できる仕様にしてください。
- ※（エ）は、イベントや教室事業などの実施以外は無料開放としてください。なお、無料開放の時間は、月の開館時間の50%以上としてください。また、貸切利用など利用に制限がある場合は、事前に広報に努めてください。

エ 開館時間

平日：14時～20時

休日：10時～20時

※当該地周辺の川崎市立小学校が夏休み時期（7月下旬から8月末日まで）の平日は、12時から20時までの開館としてください。

※上記開館時間を原則とし、本市又は事業者の求めにより、双方の協議を経て開館時間の設定を調整することを可能とします。

オ 情報発信等

若者文化創造発信拠点として、その活動について発信するために、WebサイトやSNS等による情報発信を積極的に実施していただきます。

カ 検証の実施・報告等

今後の「日常の施設」の市内展開に向けて、本事業の成果と課題等について検証し、事業終了年度末までに報告書として提出していただきます。また、毎月の使用状況を翌月10日（当該日が閉庁日の時は翌開庁日）までに報告していただきます。なお、事業実施期間中についても、各年度の補助金額を確定するため、毎年度末に事業の内容、成果、収支報告等をしていただきます。

3 対象地

(1) 土地概要

ア 名称：国道409号道路用地

イ 面積：約1,660㎡

(2) 所在地

ア 地番：川崎市幸区幸町2丁目572-1他（「(7) 周辺図」参照）

(3) 都市計画に基づく条件等

ア 用途地域：商業地域

イ 防火地域：防火地域

(4) 多摩川水系河川区域及び河川保全区域

ア 河川保全区域（一部）

(5) インフラの整備状況

ア 使用可能施設：なし

(6) 道路占用許可時の状況（予定）

ア フェンス囲い、ダスト舗装（一部）

(7) 周辺図



4 応募に関する事項

(1) 応募の条件

ア 基本的要件

本事業に応募する者（以下「応募者」という。）は、本事業を行うコンテンツ等を整備でき、かつ、事業実施期間中に安定して事業を継続できる企画力、技術力及び経営能力を有する事業者とします。

イ 応募者の構成

- (ア) 応募者は、法人格を有する事業者とし、複数の事業者の組み合わせも可とします。
- (イ) 1事業者での応募の場合、「単独事業者」とします。
- (ウ) 応募者が複数の事業者の組み合わせの場合、「事業者グループ」とします。この場合、「代表事業者」を定めることとし、代表事業者以外の他の事業者を「構成員」とします。
- (エ) 単独事業者、代表事業者又は構成員が、他の事業者グループの構成員として重複参加することは禁止します。

ウ 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を満たすこととします。

ただし、事業者グループでの応募については、(ア) から (キ) までは代表事業者を含めたすべての構成員が満たすこと、(ク) は代表事業者のみが満たすこととします。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者。
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、その事実があった後2年間を経過している者。
- (ウ) 川崎市競争入札参加有資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）第2条又は第3条に基づく指名停止期間中でない者。
- (エ) 川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しない者。
- (オ) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者。
- (カ) 営業を開始後、1年以上を経過し、最低1期分の財務諸表を提出できる者。
- (キ) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（市民税及び固定資産税）に未納の税がないこと。ただし、地方税については川崎市に本社若しくは事業所がある者のみを対象とします。
- (ク) 事業者として決定し協定締結後、道路占用許可を受け、速やかに本事業を実施できる（業務実績等により判断）者であること。

エ 事業者グループでの応募における参加資格要件

前項「ウ 参加資格要件」の要件に加え、事業者グループでの参加の場合には、次の要件も全て満たしていることとします。なお、応募以降の事業者グループ名称の変更は不可とします。

- (ア) 公募条件に基づき、共同して行う事業提案及び事業の実施に関し、連帯して責任を負うこと。
- (イ) 事業者グループの構成員と調整を図り、次に掲げる事項を確実に実施できる適切な代表事業者を選定すること。

A 本応募における本市との連絡

B 優先交渉権者に決定した後の事務手続き及び協議に係る本市との連絡

(ウ) 事業者グループ内においては、代表事業者の出資比率が最大となるようにすること（事業者グループ全体の出資比率については、提案書類等において明示すること）。

オ 参加資格要件確認の基準日

(ア) 参加資格要件の確認は参加意向申出受付時点とします。

(イ) 参加受付から協定締結までの期間に、参加資格の制限に抵触した場合は、原則として失格とします。ただし、事業者グループでの参加であり、代表事業者以外の者が参加資格要件の制限に抵触した場合、応募者が、本市が指定する期間内に当該構成員を除外するとともに、本市の事前承諾を得て、応募及び事業実施に必要な全ての要件を満たすための手続き（出資の変更等）を行うときは、この限りではありません。

(ウ) 事業者グループでの参加の場合、提案書類提出後の構成員の追加・脱退変更は、本市の承諾がない限り原則として認めません。また、応募申込後、応募者同士が合併し、同一事業者グループとなることは不可とします。

(エ) 代表事業者に変更が生じる場合、原則として応募を辞退したものとみなします。ただし、協定締結後に本市がやむを得ないと認める理由により代表事業者に変更が生じる場合、本市の承諾を得て、事業実施に必要な全ての要件を満たすための手続き（出資の変更等）を行うときはこの限りではありません。

カ 応募に関する費用の負担

すべて応募者の負担とします。

キ 現地調査

(ア) 当該地を近隣住民や利用者の迷惑にならない範囲で見学することは自由とします。

(イ) 当該地の敷地内に立ち入り調査（測量など）を希望する場合、事前に巻末の担当部署へ連絡し、調査内容・方法・日時等の承諾を得てください。

(ウ) 調査（測量など）を行う際には、原状復旧することを条件とします。

(エ) 多摩川水系河川保全区域等にかかる必要な手続きや許可の取得は、応募者が行ってください。

(オ) 現地調査にかかる費用については、応募者の負担とします。

(カ) 現地調査に伴う事故などの責任は、応募者の責任となります。

ク 図面の提供

応募者は、応募にあたり、当該地の図面の写しの交付を本市に請求できるものとします。

(2) 応募から提案までの流れ

ア 本公募要領に係る資料の配布

本公募要領の配布について、以下のとおり本市ホームページ上で案内します。

配布期間：令和6年3月18日（月）～5月8日（水）

URL：<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000158543.html>

イ 質問書受付・回答

(ア) 本公募要領等に関する質問がある場合は、担当部署宛に電子メール（件名は「川崎市若者文化創造発信拠点仮設整備・運営事業公募要領に関する質問」とする。）で提出してください（様式自由）。

(イ) 質問書は、応募者単位で作成し、提出してください。持参・電話・FAX・口頭等による質問は不可とします。

受付期間：令和6年3月18日（月）9時～3月25日（月）23時59分

※受付期間最終日の受信確認分まで

(ウ) 単なる意見、要望又は本事業と直接関係ないと本市が判断したもの等については、回答しない場合があります。

(エ) 本公募要領等、既に公開されている資料に記載されているものについては、質問自体が不要と判断されるため、該当部分を質問者に個別に提示や説明すること等によって対応し、質問書を受け付けない場合があります。

(オ) 審査基準や配点など審査内容に関する質問については回答しません。

(カ) 本公募要領等に対する質疑への回答は、「1（2）イ 募集スケジュール概要」に示す期日までに本市ホームページにおいて公表し、質問者全員にメールにて回答します。

ウ 参加意向申出の受付

本公募に参加を希望する者は、次に示す提出書類及び添付書類を持参又は郵送（配達証明を得ることができる手段）により担当部署に提出してください。なお、郵送の場合は受付期間内に本市へ到着している必要があります。

○受付期間：令和6年3月18日（月）～4月1日（月）

○受付時間：午前9時から17時まで（閉庁日及び12時から13時までを除く）

○提出書類

様式1 若者文化創造発信拠点仮設整備・運営事業参加意向申出書兼参加資格確認申請書

様式2 暴力団排除に関する誓約書

様式3 委任状（※事業者グループで参加意向の申出をする場合）

○応募書類の添付書類 ※部数

1 登記事項証明書（本公募要領の公表日以降に法務局から交付されたもの、写し可） 1部

2 代表者印鑑証明書（法務局に届け出た印鑑の証明書の原本） 1部

3 会社概要（最新のパンフレット等） 1部

4 納税証明書（国税）（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について、未納税額のない証明用（税務署発行）） 1部

5 納税証明書（川崎市税）（市内の各市税事務所が発行する市税納税証明書（川崎市競争入札参加資格審査申請用））

※川崎市に本社若しくは事業所がある場合のみ 1部

6 財務諸表（直前決算2期分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書） 各1部

※事業者グループの場合、代表事業者及び全ての構成員分を提出してください。

エ 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

オ 参加資格確認結果の通知

参加意向申出が受理された応募者に対してのみ、令和6年4月5日（金）までに書面により結果を通知します。

カ 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格確認結果の通知により、参加資格がないと認められた応募者には、その理由について、本

市に対し、担当部署に書面（様式自由。ただし、代表事業者の代表者印を要します。）を提出することにより、説明を求めることができます。この場合、本市は書面により回答します。

キ 応募の辞退

参加意向申出が受理された応募者が辞退する場合は、「ク 提案書類の提出」の提案書類受付期限までに、「辞退届（様式4）」を提出してください。

ク 提案書類の提出

提案書類については、次の受付期間中に担当部署に持参又は郵送（配達証明を得ることができる手段）により提出してください。提案書類の詳細については「(3) 提案書類」のとおりです。なお、郵送の場合は受付期間内に本市へ到着している必要があります。

○受付期間：令和6年4月8日（月）～4月24日（水）

○受付時間：午前9時から17時まで（閉庁日及び12時から13時までを除く）

(3) 提案書類

ア 提案書類作成要領

「2（6）提案を求める事項」を踏まえて提案書類をA4サイズ横で作成し、データ（PDFファイル）及びデータを印刷したものの1部を提出してください（様式不問）。

(ア) 各提案書類の右上部に、事業者グループで応募する場合はその事業者グループ名称を、単独事業者での応募の場合は事業者名をそれぞれ明示してください。

(イ) 提案書類のうち、2枚以上となるものは、右上部に「事業者（グループ）名+通し番号」を、明示（例：「〇〇〇〇株式会社②」「〇〇〇〇グループ②」）し、左上部をステープラーなどで止めてください。

(ウ) 提案書類は全て片面印刷としてください。

(エ) 関心表明書（様式任意）

関心表明書とは、本事業に関心があり、応募者が選定され事業者となった際に、本事業への参画を検討することを表明する書類をさします。

イ 提案書類の変更の禁止

提出後の提案書類の変更については、審査に影響を与えない範囲での軽微な変更（誤字、脱字の修正等）以外は認めません。

ウ 提案書類の著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、選定された提案については、応募者に公表可能な範囲・内容等を事前に確認の上、その概要を公表することがあります。なお、提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じて複写してください。

エ 使用言語及び単位

(ア) 提案書類、質問等の言語は日本語とし、通貨は円を単位とします。

(イ) 長さ及び距離、面積の単位はメートル法とします。なお適宜「坪」等の表記を入れることは可能とします。

オ 配点割合

提案に対する配点の割合は以下を目安とします。なお、審査基準や配点の詳細については、公表しません。

提案項目 配点割合

事業コンセプト（本事業の目的理解、本市の地域資源活用など） 10%程度

事業内容に関する提案（導入コンテンツ、収益コンテンツ、当該地周辺（見晴らし公園等）の賑わい創出、情報発信、川崎の若者文化の持続的な創造や発信に向けた提案、整備補助・運営補助縮減に向けた提案など） 75%程度

その他（遂行能力、実施体制、事業スケジュール、安定性など） 15%程度

5 事業実施条件

事業の実施にあたっては、当該地の道路占用許可を受けることが条件となります。

(1) 当該地の道路占用条件

ア 当該地の道路占用許可を受ける者

当該地の道路占用許可を受ける者は、以下のいずれかとします。

(ア) 本市と提案書類の内容に基づく協定を締結した事業者

※事業者グループである場合は、グループ内の代表事業者及び構成員の中から貸し付けを受ける者をあらかじめ提案時に選定しておいてください。

(イ) 本市と提案書類の内容に基づく協定を締結した特別目的会社（SPC）

※応募事業者グループの構成員全員（代表事業者を含む）が出資してください。

※SPCの出資持分については、本市の事前承諾がある場合を除き、譲渡又は担保権設定などを行うことはできません（同一事業者グループの構成員間であれば、本市に事前に報告した上で、SPCの出資比率を変更することは可としますが、代表事業者の出資比率が最大となる必要があるため、出資比率の変更に伴い代表事業者を変更する必要がある場合は、本市の事前承諾が必要となります。）。

※SPCは本事業のみを目的とするものとします。

イ 道路占用条件

別添「幸町二丁目及び堀川町地内の国道409号道路用地占用指針」のとおりとします。

(2) 施設整備及び運営の条件

本事業にかかる施設整備及び運営については、基本的に自由な提案を募集しますが、下記の条件を遵守してください。

ア 当該地利用、用途、事業内容等の制限

当該地に整備できる施設は、「建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の許可基準」に基づき許可される施設に限るほか、建築基準法やその他の公法規制を遵守してください。また、以下に示す建物利用、施設用途、運営が認められた場合には、開館時間や運営内容の一部変更を指示することがあります。

(ア) 騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波、危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすおそれのあること

(イ) 風俗営業又はそれに類すること、犯罪に関わる又は助長すること、深夜営業を主とすること、公序良俗に反すること、その他本建物や街区の品位や価値を損なうこと

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動の用に供すること

(エ) 法令に違反する用に供すること

(オ) その他本市が不相当と認めること（個別に判断）

※建築基準法第85条第6項の規定に基づく許可については、まちづくり局建築指導課へ事前に相談すること。

イ 付帯設備の譲渡について

バスケットゴール等、本市の補助金を充当して整備した付帯設備の譲渡は、本市が事前に書面に

より承諾した場合を除き認められません（金融機関等による施設への担保権設定は可）。

ウ 施設整備における良好な環境の確保及び地域との調和

- (ア) 周辺の景観及び環境に十分配慮するとともに、建築基準法や公法規制の内容にも留意のうえ、周辺環境との調和が取れた計画としてください。
- (イ) 優先交渉権者決定後において施設の設計、整備にあたり必要となる本市の各担当部署との具体的な協議については、それぞれ事業者において行うものとします。
- (ウ) 車両の出入りについては、交通規制及び交通実態に配慮した計画としてください。
- (エ) 地域団体などと連携した地域活性化に向けた取り組みを行ってください。

エ 当該地埋設管

当該地に隣接する川崎東芝ビル（川崎市幸区堀川町580番1号）が、工業用水の給水を行うための埋設管（150mm～200mm）を存置しているため、埋設管使用者、所有者又は管理者による撤去工事が行われる予定です。

協定締結後速やかに埋設管使用者、所有者又は管理者と撤去等（施工時期や工事範囲等）に関する調整を行い、本事業への影響等について本市へ報告してください。

なお、道路の適正管理のため、埋設管の撤去が占用開始日以降になった場合においても、工事施工に協力するものとします。

6 優先交渉権者等の選定

(1) 最優秀提案者等の選定

提案書類の提出後、企画提案会（プレゼンテーション）を実施し、「若者文化創造発信拠点仮設整備・運営事業プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において、応募者より提出された提案書類に基づき、定量的・定性的事項に係る総合的な審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定します。

ア 企画提案会（プレゼンテーション）

日時：令和6年5月8日（水）9時00分から

場所：川崎市役所本庁舎2階204会議室

※詳細については、提案書類を提出した各応募者へ別途通知いたします。

イ プレゼンテーション

提出された企画提案書等に基づき、各応募者30分程度（説明15分、質疑応答15分）とします。説明は提出された提案書類をスクリーンに表示した状態で実施します。動画や音の使用は認めません。

企画提案会への出席者は2名以内とします。

(2) 優先交渉権者等の決定等

ア 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

本市は、評価委員会による選定結果を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

イ 決定結果の通知

優先交渉権者及び次点交渉権者の決定結果は、令和6年5月中旬に、文書により通知します。

なお、審査の過程や結果等に関する問い合わせには応じません。

ウ 決定結果の公表

本市は、決定した優先交渉権者の名称、得点及び提案内容（イメージ図等を含む）について公表する場合があります。また、応募者数及び優先交渉権者以外の各応募者の提案内容についても、各事業者と事前に公表範囲を調整のうえ匿名で公表する場合があります。

なお、優先交渉権者以外の各応募者の得点や評価委員会のコメント等についての公表は予定していません。

7 優先交渉権者決定後の手続について

(1) 優先交渉権者決定後の手続

ア 協定の締結

- (ア) 優先交渉権者の決定後、本事業の着手に関して、本市との合意に至った場合、提案書類の内容及び双方の協力義務等を定めた協定を速やかに締結します。
- (イ) 事業提案に基づいてSPCを設立する場合、優先交渉権者として決定後、速やかにSPCを設立してください。この場合、協定はSPCにおいて締結することとします。

イ 当該地の道路占用許可

「5（1）当該地の道路占用条件」を参照してください。

ウ 施設の整備

「5（2）施設整備及び運営の条件」を参照してください。

エ 辞退の申し出

優先交渉権者決定後から協定締結までの期間に、優先交渉権者が辞退の申し出をしようとする場合は、あらかじめ本市と協議するものとします。

オ 注意点

本公募に係る事業者の決定は、あくまでも本事業実施事業者を決定するものであり、道路占用許可申請、建築基準法等の建築関係法規その他関係法令に基づく申請、届出等が必要になる場合の本市及び関係機関との調整、協議については、事業者の責任と負担により別途行う必要があります。

8 その他

(1) 失格

応募者が以下のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、その応募者は失格となります。

なお、優先交渉権者としての決定後も、本協定締結までに資格要件に抵触した場合には、失格となります。

また、本協定締結後においても、「4 (1) ウ 参加資格要件」に掲げる参加資格要件に抵触することが明らかになった場合には、本協定を解消するものとし、本市が支出済の補助金がある場合には、返還するものとしします。

ア 応募書類又は提案書類に虚偽の記載又は不備があり、補正が困難であるとき

イ 投機を目的とした占有権の先行取得であり、事業の継続意思がないと本市が判断したとき

ウ その他、違法又は不正行為、本市との信頼関係を損なう行為、社会的信用を損なう行為等があったことにより事業者として相応しくないと本市が判断したとき

(2) 決定の取消し

ア 正当な理由がなく、本市の指定する期日までに協定の締結に応じなかった場合は、優先交渉権者としての決定を取り消すことがあります。

イ 優先交渉権者について、資金事情の変化等により協定の履行が確実でないと本市が判断した場合又は著しく社会的信用を損なう等により、本事業の事業者として相応しくないと本市が判断した場合は、協定を締結しないことがあります。

事業者名(グループ名) :

令和6年 月 日

(あて先)川崎市長

若者文化創造発信拠点仮設整備・運営事業参加意向申出書兼参加資格確認申請書

川崎市が実施する若者文化創造発信拠点仮設整備・運営事業の事業者公募に、公募要領の記載内容を承知の上、関係書類を添えて参加意向を申し出ます。また、公募要領に定められた参加資格要件を満たしていること、並びに本申請書の添付書類の記載事項が事実と相違ないことを誓約いたします。

事業者名(グループ名) ※単独事業者の場合は記入不要		
単独事業者 又は 代表事業者	所在地 商号又は名称 代表者氏名	※1
構成員	所在地 商号又は名称 代表者氏名	
構成員	所在地 商号又は名称 代表者氏名	
構成員	所在地 商号又は名称 代表者氏名	
構成員	所在地 商号又は名称 代表者氏名	

- ※1 構成員として申請する者はその分野(例:設計、建設、開発事業、管理業等)を記入すること。
- ・A4版とし、記入欄が足りない場合は、適宜行を追加すること。
 - ・2枚以上となる場合は様式右上部に「事業者グループ名+通し番号」を記載し、左上部をステープラーで留めること。
 - ・単独事業者、代表事業者及び各構成員の代表者は、代表権のある役員とすること。
 - ・**単独事業者、代表事業者及び各構成員は、参加資格確認のための以下の資料を添付すること。**
 - ◆暴力団排除に関する誓約書
 - ◆委任状(事業者グループで参加意向の申出をする場合)
 - ◆登記事項証明書(本公募要領の公表日以降に法務局から交付されたもの、写し可)
 - ◆代表者印鑑証明書(法務局に届け出た印鑑の証明書の原本)
 - ◆会社概要(最新のパンフレット等)
 - ◆納税証明書(国税)(「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用(税務署発行))
 - ◆納税証明書(川崎市税)(川崎市に本社若しくは事業所がある場合、市税納税証明書(川崎市競争入札参加資格審査申請用))
 - ◆財務諸表(直前決算2期分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)

(様式2) 暴力団排除に関する誓約書

誓 約 書

私（当法人及び当法人役員等）は、川崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、同条例7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと及び神奈川県暴力団排除条例第23条に規定する利益供与等を行っていないこと並びに下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が川崎市暴力団排除条例第2条に規定するいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結していないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載されたすべての者の個人情報を神奈川県警察本部に照会すること、照会で確認された情報を私が川崎市と行う他の契約等における身分確認に利用されることに同意します。

令和6年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所：
商号又は名称：
代表者食氏名：

役職名	氏 名				生年月日				性別	住 所
	フリガナ	漢字			元号	年	月	日		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
特記事項等										

備考1：役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。役員に該当するか否かは申請者において判断してください。

備考2：元号はT（大正）、S（昭和）、H（平成）、R（令和）で、年は和暦で記入してください。

備考3：役員数が多く本様式1枚で足りない場合は、複数枚提出してください。その場合、右上の「ページ」に（全3枚中1枚目）等、全部で何枚提出しているかが明確となるよう記載の上、全ての様式に住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載してください。

(様式3) 委任状

事業者グループ名： _____

令和6年 月 日

(あて先)川崎市長
委任状

事業者グループ名： _____

(構成員)

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

印

(構成員)

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

印

(構成員)

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

印

私達は、次の者を事業者グループの代表事業者とし、「若者文化創造発信拠点仮設整備・運営事業」に関し、次の権限を委任します。

受任者 (代表事業者)	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	印
委任事項	1. 事業への参加意向申出について 2. 参加資格確認申請について 3. 応募辞退について 4. 提案について 5. その他 ()	

押印箇所には印鑑登録印を押印すること。

A4版とし、記入欄が足りない場合は、適宜行を追加すること。

2枚以上となる場合は様式右上部に「事業者グループ名+通し番号」(例:「〇〇グループ②」)を記載し、左上部をステープラーで留めること。

構成員すべて記入し提出すること。なお、単独事業者での参加の場合は提出不要。

代表事業者及び各構成員の代表者は、代表権のある役員とすること。

令和6年 月 日

辞 退 届

(あて先) 川崎市長

所 在 地 :

商号又は名称 :

代表者職氏名 :

印

「若者文化創造発信拠点仮設整備・運営事業」の企画提案について、令和6年4月 日に提案書等の応募書類を提出いたしましたが、都合により辞退いたします。

川崎市若者文化創造発信拠点仮設整備・運営事業公募要領
問合せ先

川崎市市民文化局市民スポーツ室

電 話： 0 4 4 - 2 0 0 - 1 7 2 2

F A X： 0 4 4 - 2 0 0 - 3 5 9 9

E-mail: 25sports@city.kawasaki.jp